

食品安全委員会第839回会合議事録

1. 日時 令和3年11月16日（火） 14:00～14:38

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・動物用医薬品 1品目

鶏コクシジウム感染症(ブルネッティ・ネカトリックス)混合生ワクチン(日生研)
鶏コクシ弱毒2価生ワクチン(BN))

(農林水産省からの説明)

- ・遺伝子組換え食品等 1品目

DIDK-0176株を利用して生産されたホスホリパーゼ

(厚生労働省からの説明)

(2) ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について

- ・「L-酒石酸カルシウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)「アブシシン酸」に係る食品健康影響評価について

- ・農薬「エトフェンプロックス」に係る食品健康影響評価について

(4) 令和4年度食品安全モニター募集について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

厚生労働省 今川食品基準審査課新開発食品保健対策室長

農林水産省 古田畜産危機管理官

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、
石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、
藤田リスクコミュニケーション官、高山評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1－1 食品健康影響評価について＜鶏コクシジウム感染症(ブルネッティ・ネカトリックス)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒2価生ワクチン(BN))＞
- 資料 1－2 食品健康影響評価について＜DIDK-0176株を利用して生産されたホスホリパーゼ＞
- 資料 2 ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について＜L-酒石酸カルシウム＞
- 資料 3－1 食品衛生法第13条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜アブシシン酸＞
- 資料 3－2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について＜エトフェンプロックス＞
- 資料 4 令和4年度食品安全モニター募集要項
- 資料 5 旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第839回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省の今川新開発食品保健対策室長、農林水産省の古田畜産危機管理官に御出席いただいております。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第839回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は7点ございます。

資料 1－1 及び 1－2 がいずれも同じ資料名で「食品健康影響評価について」、資料 2

が「ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について」、資料３－１が「食品衛生法第１３条第３項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料３－２が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料４が「令和４年度食品安全モニター募集要項」、資料５が「旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて」の以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長　続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長　事務局におきまして、令和３年７月１日の委員会資料１の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長　確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山本委員長　ありがとうございます。

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○山本委員長　それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料１－１にありますとおり、農林水産大臣から１１月１０日付で動物用医薬品１品目について、資料１－２にありますとおり、厚生労働大臣から１１月５日付で遺伝子組換え食品等１品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

まず、動物用医薬品１品目について、農林水産省の古田畜産危機管理官から説明をお願いいたします。

○古田畜産危機管理官 農林水産省畜水産安全課畜産危機管理官の古田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日、食品健康影響評価をお願いいたしますのは、医薬品医療機器等法に基づく製造販売の承認申請のありました動物用医薬品 1 製剤でございます。お手元の資料 1－1 に沿って御説明いたします。

本製剤は、鶏コクシジウム感染症（ブルネッティ・ネカトリックス）の混合生ワクチンでございます。

製剤名は、日生研鶏コクシ弱毒 2 価生ワクチン（BN）でございます。

本製剤の添加剤、用法・用量、効能・効果は、資料に記載のあるとおりでございます。

本製剤の主剤である病原体による「鶏コクシジウム症」については、「人獣共通感染症とはみなされていない」との評価をいただいております。その後、この評価に影響を与える新たな知見は得られておりません。また、主剤以外の添加剤につきましても、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられていると評価された成分等であり、その含有量も評価済みの動物用医薬品と同程度またはそれ以下となっております。

御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

ただ今の農林水産省から御説明いただいた生ワクチンについては、その主剤である病原体による疾病として、鶏コクシジウム症があります。鶏コクシジウム症については、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において「人獣共通感染症とはみなされていない」と評価しており、この評価に影響を与える新たな知見は得られておりません。

また、本製剤の添加剤は、食品健康影響評価において動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できる程度と考えられると評価した添加剤または 1 用量中の含有量が所定の量を超えなければ、人への健康影響は無視できる程度と評価した添加剤であります。

このため、本製剤の添加剤の使用方法及び用法・用量を既存の評価に照らして評価すると、本製剤の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できると考えられます。

したがって、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できると考えられることから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると認められる旨を農林水産大臣に通知するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

古田畜産危機管理官、どうもありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換え食品等 1 品目について、厚生労働省の今川新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○今川食品基準審査課新開発食品保健対策室長 厚労省食品基準審査課新開発食品保健対策室長の今川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価を御依頼いたします組換えDNA技術応用食品等につきまして、概要を御説明申し上げます。資料は 1－2 でございます。

今回評価を御依頼いたします品目は、DIDK-0176株を利用して生産されたホスホリパーゼでございます。本品目は、生産性の向上を目的として、*Ogatae Polymorpha* RB11株を宿主とし、ホスホリパーゼ活性を示すリパーゼの 1 つである、*Fusarium heterosporum*由来のリパーゼをコードする遺伝子を再現した、ここで再現したと申しますのは合成して再現したというものでございます。合成して再現したKLM1遺伝子の導入等を行ったDIDK-0176株を利用して生産されたホスホリパーゼでございます。

本品目は、ホスホリパーゼA1に分類され、レシチンの 1 位のアシル基の加水分解反応を触媒する酵素で、製菓用途、特にケーキ製造の際に加工助剤として用いられます。用途は既存のホスホリパーゼと同様でございます。

海外の状況につきましては、オーストラリア、ニュージーランド、デンマーク、フランス、米国及びEUで承認等を受けております。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める予定でございます。

このたび評価を御依頼いたしますものは、以上の 1 品目でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

今川室長、どうもありがとうございました。

(2) ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける審議結果について」です。

本件につきましては、ワーキンググループから意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の川西委員から説明をお願いいたします。

○川西委員 それでは、私のほうからまず概要を説明させていただきます。

資料2の5ページを御覧ください。今般、ぶどう酒の製造用剤として用いる添加物「L-酒石酸カルシウム」について、厚生労働省に添加物としての指定及び規格基準の設定の要請がなされ、食品安全委員会に対して食品健康影響評価の依頼がなされました。昨年、食品安全委員会では、添加物「L-酒石酸カリウム」及び「メタ酒石酸」の評価を行っており、これらの物質はL-酒石酸イオンとして吸収されると考えられることから、酒石酸及び酒石酸塩を被験物質とした試験成績全般を用いてグループとして総合的に評価を行い、添加物評価書「L-酒石酸カリウム」、「メタ酒石酸」が作成されました。

今般、評価依頼を受けたL-酒石酸カルシウムについても、L-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸と同様に、L-酒石酸イオンとして吸収されることから、これを同グループに加えて総合的に評価を行う方針としました。

本評価書では、L-酒石酸カリウム、メタ酒石酸及びL-酒石酸カルシウムを総称して評価対象品目としています。

評価の概要ですが、評価に用いた試験成績は、評価対象品目のほか、酒石酸、酒石酸塩類を被験物質とした体内動態、遺伝毒性、急性毒性、反復投与毒性、発がん性、生殖発生毒性、ヒトにおける知見等に関するものです。

評価対象品目は、生体内ではL-酒石酸イオン、カリウムイオン及びカルシウムイオンとして吸収されると考えられることから、L-酒石酸カリウムイオン及びカルシウムイオンの食品健康影響評価を行うこととしました。

まず、L-酒石酸について、L-酒石酸カルシウムをぶどう酒に添加すると、ぶどう酒中の酒石酸は添加前よりも減少すると考えられ、実質的にL-酒石酸の摂取量は増えません。このため、L-酒石酸の推定一日摂取量は評価対象品目以外からの摂取量にL-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸からの摂取量を合計し、4.3 mg/kg 体重/日と推計しました。

安全性に関しては、酒石酸及び酒石酸塩類を被験物質とした試験成績全般を用いてグループとして総合的に毒性評価を行いました。その結果、L-酒石酸のNOAELは2,440 mg/kg 体重/日と評価しました。

本ワーキンググループは、L-酒石酸としての我が国における推定一日摂取量と、NOAELから想定されるADIを比較し、さらに、2年間反復投与・発がん性併合試験の最高用量で毒性が認められなかった一方で、ヒトにおける知見で添加物として適切に使用された場合の摂取量範囲よりも高用量では影響が認められたことを勘案し、添加物L-酒石酸カリウム、メタ酒石酸及びL-酒石酸カルシウムのグループとしての評価として、ADIを設定することが適当と判断しました。

次に、カリウムイオンについては、第1版の評価書における評価と同様ですが、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと判断しました。

最後に3つ目のカルシウムイオンについてですが、過去に評価が行われ、ULS、Upper Level for Supplementsを2,000 mg/人/日とすることが適当と判断されています。その後新たな知見は認められていないことから、新たな体内動態及び毒性に関する検討は行いませんでしたが、添加物由来のカルシウムの一日本摂取量がULSの36%であること、及び添加物「L-酒石酸カルシウム」由来の摂取量が現在の摂取量に比べて約1.5%と非常に少ないことを総合的に評価しました。その結果、添加物として適切に使用される場合は安全性に懸念がないと判断しました。

以上の結果から、本ワーキンググループは、2年間反復投与・発がん性併合試験の最高用量であるNOAELの2,440 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した24 mg/kg 体重/日を添加物「L-酒石酸カリウム」、「メタ酒石酸」及び「L-酒石酸カルシウム」のグループとしてのADIと設定いたしました。

それでは、詳細について、事務局から御説明をお願いします。

○井上評価情報分析官 お手元、資料2に基づき補足の説明をさせていただきます。

評価書案の2ページを御覧ください。審議の経緯でございますが、中ほど、第2版のところでございます。本年8月の第827回食品安全委員会において要請事項説明が行われまして、同年8月及び9月のぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおける調査審議を経まして、本日、御報告するものでございます。

7ページを御覧ください。今回評価依頼を受けたL-酒石酸カルシウムの用途は、既に第1版で評価済みのL-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸と同様、製造用剤でございます。

10ページ、中ほど「8. 起源又は発見の経緯」等に記載をしてございますが、L-酒石酸カルシウムは、欧州におきまして1985年にワインの除酸の目的で使用が認められております。

続きまして、12ページでございます。諸外国における使用状況です。（2）の①からでございますが、L-酒石酸カルシウムは、コーデックスの食品添加物に関する一般規格のリストに収載はされておりますが、L-酒石酸等に関して収載をされております。また、②米国における使用状況でございますが、L-酒石酸カルシウムは、GRAS物質のリストには収載されておりますが、L-酒石酸等が収載をされております。

13ページにかけてでございますが、欧州、オーストラリア及びニュージーランドでは、L-酒石酸カルシウムは、除酸の目的などで利用が認められております。

同じく13ページ「11. 評価要請の経緯及び添加物指定の概要」になりますが、評価済みのL-酒石酸カリウム及びメタ酒石酸に加えまして、今般、L-酒石酸カルシウムについて、添加物としての指定及び規格基準の設定の可否について評価依頼があったものでございます。

14ページ、表3の使用基準案でございますが、ぶどう酒以外の食品に使用してはならないとし、その使用量は、ぶどう酒1Lにつき2.0g以下でなければならないとしております。

15ページから「一日摂取量の推計等」でございます。

1. (1)の①及び次の16ページの②、③に記載のとおり、本評価書の評価対象品目でございます3品目以外からのL-酒石酸としての摂取量と、次の17ページの中ほどからの評価対象品目由来の摂取量を合算して、L-酒石酸としての推定一日摂取量を推計してございます。また、カリウム及びカルシウムについても同様に推計をしております。

20ページから「摂取量推計のまとめ」でございますが、先ほど川西委員から御説明がありましたとおり、L-酒石酸として4.3 mg/kg 体重/日と推計をしております。

(2)カリウムにつきましても、L-酒石酸カリウム由来の一日摂取量は85 mg/人/日であり、現在の摂取量の3.7%としております。

カルシウムについては、合算した結果、添加物由来の摂取量が719 mg/人/日と推計をしております。

22ページ以降「安全性に関する知見の概要」でございます。

体内動態のまとめにつきましては、30ページからでございます。30ページの最後の段落に記載のとおり、経口摂取されたL-酒石酸カリウムについて、一部はL-酒石酸イオンとして吸収された後、主に尿中に排出されるものと考えたとしております。

次のページですけれども、メタ酒石酸、L-酒石酸カルシウムについても同様に、乖離したL-酒石酸イオンはL-酒石酸カリウムから生じたL-酒石酸イオンと同様に体内動態をたどるとの考察が可能と記載をしております。

続きまして、32ページから毒性に関する知見について記載をしております。

毒性のまとめに関しましては、46ページでございます。今回の追加の評価対象であるL-酒石酸カルシウムも考慮した上で、生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないこと、ラット2年間反復投与・発がん性併合試験について評価した結果、最高用量、L-酒石酸として2,440 mg/kg 体重/日の投与量で投与しても毒性及び発がん性は認められなかったこと。発生毒性試験の試験紙成績を評価した結果、毒性は認められなかったこと。ヒト知見からは添加物として適切に使用された場合の摂取量範囲よりも高用量では影響が認められたものの、NOAELを得ることはできないと判断したこと。これらを踏まえ、本ワーキンググループでは、ラット2年間反復投与・発がん性併合試験の結果から、L-酒石酸として、NOAELは2,440 mg/kg 体重/日と評価したとしております。

食品健康影響評価につきましては、51ページからでございます。先ほど川西委員の御説明のとおりでございますが、52ページの最後の段落に記載をしておりますとおり、L-酒石酸として24 mg/kg 体重/日をL-酒石酸カリウム、メタ酒石酸、L-酒石酸カルシウムのグループADIとして設定したとしております。

本件について、よろしければ、30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループに依頼することとしたいと思います。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「アブシシン酸」についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○近藤評価第一課長 それでは、お手元の資料3-1に基づきまして説明をさせていただきます。

本件審議の経緯でございますが、3ページを御覧ください。本年7月に人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質であることについての評価依頼が厚生労働省よりございまして、本委員会では要請事項説明の後、農薬第三専門調査会で審議し、本年10月の本委員会では報告した後、30日間、国民からの意見・情報の募集を行い、農薬第三専門調査会でおまとめいただいたものでございます。

本対象物質の概要につきまして、5ページを御覧ください。用途は植物成長調整剤でございます。構造式は6.にお示しのとおりでございまして、7.に記載のとおり、本物質

は植物ホルモンの一種でございまして、農薬としては、植物成長調整剤として開発されたものでございます。果粒内のアントシアニン含量が増加し、着色が向上いたします。海外においては、米国等で農薬として登録がされておりました、今回、農薬取締法に基づく農薬登録申請が行われたことに伴いまして、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質、いわゆる対象外物質として定めることについて評価の要請があったものでございます。

食品健康影響評価につきまして、14ページを御覧ください。各種毒性試験の結果から、アブシシン酸の食品を経由したばく露により問題となる毒性所見は認められませんでした。また、アブシシン酸は植物ホルモンの一種として、植物体内に分布しており、既に広く摂取されているものでございます。

以上のことから、アブシシン酸は、農薬として想定し得る使用方法に基づき通常使用される限りにおきまして、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられるといたしました。

国民から意見・情報の募集の結果につきましては、最後に参考として添付をしております。期間中1件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要でございますけれども、「着色が向上する」のような使い方はすべきではないのではないかといったような御意見でございます。

これに対する専門調査会の回答でございますけれども、食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に、人の健康への影響について評価を行っているといった基本的なスタンスについて御説明しております。

また、今回いただきました御意見につきましては、農薬の使用方法に関する内容であることから、農林水産省に情報提供することとしております。

以上、1件の御意見はいただきましたが、よろしければ、専門調査会における結論を変更することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちアブシシン酸は農薬として想定し得る使用方法に基づき、通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられるということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

次に、農薬「エトフェンプロックス」についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○近藤評価第一課長 それでは、お手元の資料3-2に基づき説明をさせていただきます。

審議の経緯につきまして、6ページを御覧ください。第6版関係でございます。まくわうりへのインポートトレランスの設定要請、麦類及びかんきつへの適用拡大等がございまして、本年8月、厚生労働省から要請事項の説明があったものでございます。その後、農薬第三専門調査会にて評価書を取りまとめいただき、本日、報告するものでございます。これまでにADI、ARfDについては審議済みでございます。

本農薬の概要につきまして、13ページを御覧ください。用途は殺虫剤でございます。構造式は6.にお示しのとおりでございまして、7.に記載のとおり、ピレスロイド系でございまして、ナトリウムチャンネルを阻害することによって、殺虫効果を示すと考えられております。

我が国では、1987年に農薬登録をされまして、海外では米国等で登録されております。

今回は、ヤギの動物体内運命試験、作物残留試験等が提出されたため、その点を中心に説明をさせていただきます。

24ページをお開きください。(8)ヤギの代謝物Ⅳについての動物体内運命試験でございます。こちらを追記しております。

続きまして、36ページを御覧ください。「6.作物等残留試験」の(1)作物残留試験でございますが、今回提出されました試験結果を基に最大残留値の結果を改めますとともに、海外における試験成績についても記載をしております。

また、38ページをお開きください。(5)推定摂取量でございますが、表28を修正しております。大麦、みかん等の適用拡大に基づく増加による追加分と、畜産物の摂取量推計の見直しによる減少がございまして、表のような数字となっております。

御参考までに、前版における摂取量でございますが、左側から535、504、764、757 μg /人/日となっております。

58ページをお開きください。食品健康影響評価でございます。最初のパラグラフに今回提出されました試験成績について記載しております。また、下から3つ目のパラグラフになりますけれども、最大残留値の記載等につきまして、先ほどの説明のとおり追記しております。また、国内における残留試験の結果も追記しております。

おめくりいただきまして、59ページでございますが、ADI、ARfDについては前版から変更がございません。

以上、既存の評価結果を変更するものではないことから、国民からの意見・情報の募集を行わずにリスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございました。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちエトフェンプロックスの許容一日摂取量（ADI）を0.031 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg 体重と設定するという事によろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（４）令和４年度食品安全モニター募集について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和４年度食品安全モニター募集について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○都築情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料４に基づきまして御説明をさせていただきます。令和４年度食品安全モニター募集でございます。

食品安全委員会では、食品の安全性の確保に関する施策等に直接御意見をいただくため、食品安全モニターを募集することとしております。

食品安全モニターの皆さんには、食品の安全に関するオンライン研修受講の機会のほか、最新情報、イベント情報等を提供しております。

応募の資格でございます。満20歳以上の方、インターネットに接続されたパソコンをお持ちの方、食品安全委員会が行うリスク評価を理解するための知識を有しているといったようなことが応募の資格になっております。

募集の人員、人数及び任期でございますけれども、150名程度、任期は1年ですが、最長5年まで延長可能となっております。

応募の方法でございます。食品安全委員会ホームページの応募フォームに記載して、応募いただくということにしております。

裏面に参りまして、応募の締め切りですが、来年1月25日火曜日夕方5時をもって締め切りとしております。

この内容で御了解いただけましたら、12月1日から募集を開始したいと考えております。以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、事務局は、令和4年度の食品安全モニターの募集手続を開始してください。

(5) その他

○山本委員長 本日は、その他として「旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬の取扱いについて」の案件があると聞いております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○近藤評価第一課長 それでは、お手元の資料5に基づきまして、御説明させていただきます。

農薬に関します専門調査会につきましては、令和2年4月1日から食品安全委員会専門調査会等運営規程が一部改正されまして、それまで農薬専門調査会がございましたが、現在では農薬第一専門調査会から農薬第五専門調査会が設置されております。旧農薬専門調査会で調査審議されていた農薬につきましては、順次、調査審議を行う調査会を指定することとされておりまして、旧農薬専門調査会で調査審議されておりました、ここにお示しの2つの農薬につきましては、それぞれここにお示しした専門調査会で審議を行うこととさせていただきたいというものでございます。

説明については以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

資料5にありますとおり、食品安全委員会専門調査会等運営規程の別表に基づき、平成25年6月17日に厚生労働省及び農林水産省から評価要請の説明がされました農薬「パラコート」につきましては、農薬第四専門調査会において、同日に厚生労働省から評価要請の説明がされました農薬「アラニカルブ」につきましては、農薬第五専門調査会において、

それぞれ食品健康影響評価について調査審議する農薬として指定し、当該専門調査会において調査審議することといたします。

ほかに議事はありませんか。

○新総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、再来週、11月30日火曜日14時から開催を予定しております。

また、11月19日金曜日14時及び14時40分から「遺伝子組換え食品等専門調査会」がウェブ会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第839回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。